

障害福祉サービス事業所等魅力発信信用冊子等制作業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、障害福祉サービス事業所等魅力発信信用冊子等制作業務に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

障害福祉サービス事業所等魅力発信信用冊子等制作業務

(2) 業務内容

別添「障害福祉サービス事業所等魅力発信信用冊子等制作業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」の内容に基づき業務を実施するものとする。

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 予算額

委託料の上限は1,220,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4 実施形式 公募型

5 スケジュール

令和7年8月 5日（火）	公告（公募開始）
令和7年8月15日（金）	質疑受付締切
令和7年8月22日（金）	質疑に対する回答予定（ホームページ）
令和7年9月 3日（水）	参加申込書及び企画提案書等の提出締切
令和7年9月 9日（火）	プレゼンテーション審査

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第

225号)に基づく再生手続開始の申立てがされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

(6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあつては、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

(7) 親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ウ) (7)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

(7) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ) (7)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 本業務を遂行するに当たり、必要とされる福祉分野における専門的知識及び類似事例での豊富な業務経験を有する者を従事させることができる者であること。

7 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書（別紙１）により、電子メールにて提出すること。

※メールの件名に「プロポーザル質問、送信年月日、質問者名（略称可）」を入力し、添付の１ファイルにまとめて送信すること。また、必ず電話にてメールを送信した旨を伝え、担当課で受信したことを確認すること。

※郵便、電話、FAX 又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 期限

令和７年８月１５日（金）午後５時（必着）

(3) 提出先

大津市役所健康福祉部介護・福祉施設課介護・福祉人材確保対策室

TEL : 077-528-2803（直通）

E-mail : otsu1455@city.otsu.lg.jp

(4) 回答方法

質問票の送信元のアドレス宛てに電子メールにより送信するとともに、ホームページにおいて掲載する。回答及び掲載は令和７年８月２２日（金）を予定している。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領の定めるところに従い、次に掲げる書類の原本1部を提出すること。ただし、(イ)に掲げる書類にあっては、原本1部及び副本7部を提出すること。

(7) 参加申込に係る提出書類

- a 参加申込書（様式第1号）
- b 誓約書（様式第2号）
- c 会社概要（任意様式）
- d 実績一覧表（様式第3号）
- e 大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあっては、次に掲げる書類
 - (a) 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。））及び消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）
 - (b) 法人の場合にあっては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿、個人の場合にあっては身分証明書の写し

(イ) 企画提案に係る提出書類

- a 企画提案書（任意様式）
- b 業務実施体制（様式第4号）
- c 価格見積書（任意様式）

(2) 提出場所

大津市役所健康福祉部介護・福祉施設課介護・福祉人材確保対策室
〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市役所本館3階

(3) 提出方法及び期限

- (7) 持参による提出の場合 令和7年9月3日（水）午後5時まで
- (イ) 郵送による提出の場合 郵便書留とし、令和7年9月3日（水）までに必着のこと。

9 企画提案書作成方法

- (1) 仕様書に基づき、応募者としての方針やアピールポイントを明記し、デザインイメージ等を示すこと。
- (2) 様式は任意のものとするが、A4版（縦横問わず）、横書き、左綴じ、片面印刷を原則とし、表紙を含め10ページ以内とすること。ただし、表現等の問題でA3を利用した方が分かりやすい場合はA3用紙をA4サイズに折り込んで利用することも可とする。
- (3) 表紙には「障害福祉サービス事業所等魅力発信冊子等制作業務提案書」と記載するとともに、正1部のみに会社名等を記入し、副7部については会社名等を記載しないこと。

10 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、障害福祉サービス事業

所等魅力発信冊子等制作業務プロポーザル審査委員会がプレゼンテーション審査を行う。

日 時 令和7年9月9日（火）

説明時間 15分間

質疑応答 10分間

出席人数は4人を上限とし、主たる担当者及び統括責任者は必ず出席し、主たる担当者が説明をすること。

※時間・場所等は、別途対象者に通知する。

※プレゼンテーションは、企画提案書に沿って説明すること。

1.1 審査結果

プレゼンテーション審査を受けた全ての者に文書にて、令和7年9月19日（予定）に通知します。

1.2 契約の締結

審査により採用を決定された受託候補者は、本業務について担当課と協議を行い、協議の結果に合わせた仕様書を改めて作成するとともに、その仕様書に基づく見積書を作成し提出すること。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

1.3 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。ただし、提案の内容について、今後の参考とすることがある。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 提出された書類は、業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- (6) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1.4 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 5 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

表明書及び企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 参考見積書の金額が第3項の予算額を超過しているもの

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 本件に係る契約は、令和7年度8月補正予算の議決を要することから、当該予算が成立することを条件とする。

1 6 問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市健康福祉部介護・福祉施設課介護・福祉人材確保対策室

電話 077-528-2803